

平成28年

第3回 南富良野町農業委員会 総会

議 事 録

開催日時 平成28年 4月18日 16時30分

場 所 南富良野町役場 2階 大会議室

南富良野町農業委員会

発 言 者	発 言 の 趣 旨
議長	<p>只今の出席委員は、9名です。</p> <p>7番 山上 隆裕 委員から都合により欠席の申出がありました。</p> <p>会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、只今より平成28年 第3回 南富良野町農業委員会 総会を開催致します。</p> <p>ただちに、本日の会議を行います。</p>
議長	<p>日程第1. 「会議録署名委員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により議長において、1番 大道 重治君・2番 萩原 千里君を指名致します。</p>
議長	<p>日程第2. 諸般の報告「会長等の動向報告」及び「報告事項」を事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>(事務局より説明)</p> <p>※総会資料P 3～4</p>
議長	<p>諸般の報告を終わります。</p> <p>日程第3. 諮問第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致しますが、農業委員に関わった案件となっていることから、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づき、及川 智 委員は退席を願います。</p> <p>暫時休憩と致します。</p>
議長	<p>(及川 智 委員退席後)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>事務局より提案理由の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局より説明)</p> <p>※総会資料P 5～8</p>

	<p>平成28年1月26日の第1回総会で諮問・決定頂いた、〇〇〇の〇〇 〇〇氏の農地を北海道農業公社に買入して頂き、その農地を〇〇〇の〇〇 〇〇氏が賃貸借する案件であります。</p> <p>〇〇〇の〇〇 〇〇氏の農地を北海道農業公社が購入した6,899千円の2% 137,980円で5年後に購入予定者である、〇〇〇の〇〇 〇〇氏が5年間賃貸借する案件であります。</p> <p>場所にあたっては、7ページの資料で、図面左上に下金山橋があり、そこから〇〇の〇〇宅の青いトタン屋根が確認出来ると思いますが、〇〇宅の北側と南側の赤線太枠で囲った箇所の農地(田)38,272㎡であります。</p> <p>この他にもう一箇所ありますので、次のページをお開き願います。</p> <p>もう一箇所は、8ページの資料で、図面右側に縦に国道〇〇〇号線とJR根室本線があり、右下に青色のトタン屋根のJA倉庫があり、その上に「下金山 水辺の楽校」があり、国道を挟んだ赤線太枠で囲った箇所の農地(田)76,726㎡であり、先の面積と合せた合計114,998㎡の農地(田)を北海道農業公社が〇〇 〇〇氏に賃貸借する場所であります。</p> <p>以上ご審議の程宜しくお願い致します。</p>
議長	<p>事務局より提案理由の説明がありました。</p> <p>これについての質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
大道委員	<p>反当りどのくらいの賃貸料か。</p>
事務局	<p>反1,199.8円となっております。</p>
畠山委員	<p>賃貸料は、売買価格の何%か。</p>
事務局	<p>売買価格の2%となっております。</p>
大道委員	<p>賃貸料は、売買の時に引かれた内容となっているのか。</p>
畠山委員	<p>賃貸料分も含まれている。決った値段から賃貸料が決っている。</p>

萩原委員	P 7の堤防地の取扱いはどうなっているか。
畠山委員	これは〇〇さんが河川に申請して改良させてもらっている。
各委員	異議無し。
議長	異議無しと認め、諮問第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり決定致しました。 及川 智 委員の退席を解きます。 暫時休憩と致します。
	(及川 智 委員着席後 審議経過を報告)
議長	日程第4. 議案第1号「下限面積(別段の面積)の設定について」を上程致します。 事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	(事務局より説明) ※総会資料P 9～12
議長	事務局より提案理由の説明がありました。 これについての質疑を求めます。 質疑ありませんか。
大道委員	変える必要はないと思う。
議長	支障をきたしている状況にあれば、変更する必要があるが、その様な状況にない。
及川委員	2ha以下の耕作戸数が6戸とあるが実際は営農もなんもしてないのではないか。
議長	6戸の方の名前はわかるものなのか。

事務局	<p>現在持ち合わせている資料ではわからない。</p> <p>改めて確認する必要があるが、P 1 1の資料データについては、2 0 1 5農林業センサスとなっており、直接生産者の皆さんに調査した結果となっており、実際の調査対象の生産者のお名前が確認出来るかどうかはわからないが、確認してみます。</p>
議長	<p>経営耕地なしの2戸は、実際のところ農業者として認められるのだろうか。</p>
大道委員	<p>別途確認しておいてもらいたい。</p>
事務局	<p>具体的な生産者の個人名まで把握出来るかは定かではないが、農林業センサスを実施している、農林水産省等に確認を行い、情報が得られる範囲で確認を行った後、報告が必要な場合は、次回の総会でご報告させていただく。</p>
議長	<p>異議無しと認め、議案第1号「下限面積（別段の面積）の設定について」は、原案どおり決定致しました。</p>
議長	<p>その他、無ければ以上をもって、本日付議された議件の審議は全て終了致しました。</p> <p>引き続き、協議事項と致します。</p>
協議事項	
議長	<p>協議事項「農地の賃借料情報について」を事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>（事務局より説明）</p> <p>※総会資料P 1 3～1 6</p>
議長	<p>事務局より協議事項の説明がありました。</p> <p>これについての質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p>

